

令和4年11月2日

組合員利用者 各位

粕屋農業協同組合
代表理事組合長 安河内 豊

粕屋農協自動車整備工場における行政処分について

みだしの件につきまして、令和4年9月1日に九州運輸局福岡運輸支局による当組合自動車整備工場への立ち入り監査が実施され、当組合自動車検査員の行為が道路運送車両法の規定に違反する事実（不正改造状態での車検手続き）が認められ、令和4年10月31日付をもちまして以下のとおり行政処分が発令されました。

- （1）道路運送車両法第93条の規定に基づく事業の停止命令
→10日間：令和4年11月10日から11月19日まで
- （2）道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づく保安基準適合証等の交付停止命令
→35日間：令和4年11月10日から12月14日まで
- （3）道路運送車両法第94条の4第4項の規定に基づく自動車検査員の解任命令
→当該自動車検査員の解任

なお、上記（1）および（2）期間中に車検のご予約をいただいておりますお客様には、当組合自動車整備工場より別途、ご説明とご案内を申し上げます。

みなさまには、大変なご迷惑とご不便をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。